

氏名(本籍)	すずき しょう えい 鈴木 昭英 (新潟県)		
学位の種類	博士(文学)		
学位記番号	乙第51号		
学位授与の日付	2005年1月28日		
学位授与の要件	学位規程第3条第2項		
学位論文題目	修験教団の形成と展開		
論文審査委員	(主査) 大谷大学教授 博士(文学)[大谷大学]	豊島	修
	(副査) 大谷大学教授 博士(文学)[大谷大学]	草野	顕之
	(副査) 大谷大学教授 文学博士[京都大学]	長谷	正當
	(副査) 大谷大学教授	木場	明志

学位請求論文審査要旨

I. 論文の主題

本論文は、古代以来、深山幽谷に分け入り、厳しい山岳修行を通して神仏を感得し、他方では、地域社会においてさまざまな展開を遂げながら、日本人の信仰、生活、思想に深い影響を与えた山岳信仰・修験道を研究対象として、その実態と諸相を解明することを目的としている。日本独自の宗教である山岳信仰・修験道は日本人の宗教観念の根底をなしており、その研究には多角的視点が必要とされる。論者は半世紀にわたる地道な実地調査によって蒐集した諸史料を、歴史学研究の方法である徹底した史料批判にもとづく緻密な史料読解と、加えて日本宗教民俗学の方法論を援用して生み出した山岳信仰・修験道史研究の自己旧来の成果に、それぞれ大幅な加筆と訂正をおこなった多年の研究の集大成である。近年、活況を呈しつつあるこの分野の先

達の一人としての立場にあって、先駆的業績を示すものである。

本論文は『修験道歴史民俗論集』（全三巻，法藏館）の第一巻（2003年刊）をなし、「歴史編」の論考として、時代的には古代に始まり、中世から近世に及ぶものである。全体は第一部「古代修験道と神仏習合」、第二部「修験道教団の形成と展開」、第三部「修験道霊山と山麓集落の生活」で構成され、そのうち第二部の論考6篇は全体の半分以上にあたる250頁近い内容を占め、本論文の中核をなす論考である。本論文の書名も第二部の諸論考に拠っている。奈良県大和郡山市の1000点を越える松尾寺文書の発見と読解から、当山派修験道教団の諸問題に新しい史実を見出すなど、従来の研究を一新させた視覚と見解を随所にもっている。また第一部と第三部は、前者が第二部の成立以前の問題、つまり当山派修験道教団成立の前提にあたる基礎的研究で、古代の山岳信仰に関する論考である。また後者は、第二部の成立によって必然的に生起する問題、すなわち修験道霊山を取り巻く山麓集落民の山の利権にかかわる問題を、修験道の周辺の視点からアプローチしたまったく新しい研究である。この論文集にはすでに書評が寄せられており（日本山岳修験学会機関誌『山岳修験』第33号，5頁，長谷川賢二執筆，2004年3月），多くの関心をもって研究者に迎えられているのは注意される。

Ⅱ. 論文の概要

本論文の概要（要旨）を紹介するにあたり、まず目次を示しておきたい。

第一部 古代修験道と神仏習合

- ・役小角伝承における韓国連広足 一 呪術者としての役小角／二 呪禁師としての韓国連広足／三 小角伝承に見える韓国連広足記事への疑問／四 平泉氏の反論に対して／・神宮寺の成立／・神仏習合と山岳修行者 一 神に奉仕する仏／二 仏法を擁護する神祇／三 菩薩号から権現号へ／四 神仏習合の顕現／・蔵王権現と仏教 一 創祀の時期／二 蔵王権現の形相／三 像形の淵源／四 蔵王権現の本地／

第二部 修験道教団の形成と展開

- ・本山派の教団形成と組織 一 はじめに／二 熊野御師と熊野先達／三 熊野三山検校と熊野先達／・当山派の教団形成 一 醍醐寺による当山派形成説への疑問／二 当山先達修験集団の結成と興福寺／三 当山法頭醍醐寺三宝院の台頭／・当山派の教団組織と入峰 一 はしがき／二 当山修験道の伝灯説／三 当山正大先達衆の組織／四 正大先達と同行修験／五 当山派の峰入り／六 峰中柴灯護摩と檀那／七 官位および衣体／八 醍醐三宝院と正大先達衆／九 結び／・当山先達衆と醍醐寺三宝院 一 はしがき／二 当山方修験の組織／三 当山方修験の入峰儀礼と官位／四 三宝院の修験支配と正大先達衆／五 幕末・維新期の当山修験／・当山先達大和松尾寺の修験道 一 中世の松尾寺と修験道／二 松尾寺正大先達とその事績／・当山方別派の熊野方 一 はじめに／二 史資料に現れた当山方三派／三 熊野方について／
- 第三部 修験道霊山と山麓集落の生活
- ・大峯修験道と天川村 一 はしがき／二 大峯修験道と天川郷／三 大峯山と天川村民／四 修験宗廃止と大峯山／

〔第一部〕「古代修験道と神仏習合」は、古代の山岳信仰に関する4篇から成る。

第一篇「役小角伝承における韓国連広足」は、『続日本紀』の「小角伝」の記事に見える呪禁師韓国連広足について検討している。この国史書の文章について、従来、小角の呪術に中国の方術あるいは呪禁道が取り入れられていたとする見方に対して、論者は韓国連広足の記載が『続日本紀』編纂のときに誤って挿入されたと推定し、通説を覆す論を展開している。史料の原文を検討し、徹底した史料批判による緻密な史料解読によって結論を導いているが、そこには古代史の恩師三品彰英博士の学問姿勢を受け継いでいる。

つぎに「神宮寺の成立」と「神仏習合と山岳修行者」は相互に関連する内容で、いずれも神仏習合を山岳信仰とその呪術宗教者である山岳修行者との関わりで分析する。

第二篇「神宮寺の成立」は、古代の神宮寺の神は神身の離脱を表明し、仏教的作善を望んでいることに注目。神宮寺が山岳神に対して建てられたこと、さらに山岳修行者が主体的に神仏習合を実修したことを強調している。日本人の靈魂観、他界観、神觀念にもとづく日本宗教民俗学の所見を援用した論考で、恩師五来重博士に学ばれた研究が随所に見出される。

第三篇「神仏習合と山岳修行者」は、神仏習合のあり方について論考したもので、仏法が神に奉仕し、神のために尽くすという立場と、神が仏法を擁護する立場の二面性を指摘し、いずれにも山岳修行者が関与・推進したことを推論する。さらに神仏習合の顕われ様については、(一) 神宮寺、(二) 八幡と春日、(三) 地主・護法神、(四) お水取りと追儺に分けて、それらの具体的な事例を詳細に検証し、神仏習合の進展は奈良時代初めから平安時代に広く普及したと結論づけている。

第四篇「蔵王権現と仏教」は、大和国の金峯山山上に祭祀された蔵王権現の論考では、蔵王権現の像容の変化や淵源について考察しており、神仏習合に関する前記2篇と関連する内容である。まず蔵王権現の創始時期に注目し、それは平安時代初期を下らないとした。また蔵王権現像は片足を盤石上に踏んぱり、反対側の手を上に掲げ、踊りあがる姿で三目忿怒の相をしているが、それは蔵王が金峯山山上の湧出岩から飛び出した伝承を重視して、磐境の神が仏教思想と習合したものと見る。つまり湧出は山の神の性格に由来するが、さらに密教の儀軌經典に説かれる金剛童子のほか、忿怒明王像、執金剛神像などの像容の影響があったと推測している。また蔵王権現の本地仏の問題についても、過去は釈迦、現在は千手観音、未来は弥勒とする「蔵王三所本地説」が形成される経緯を述べ、その後に展開する蔵王権現信仰の広がりの中で、それを取り込んだ解釈が生まれたと結論づける。

〔第二部〕「修験道教団の形成と展開」は、紀伊山地にある金峯・大峯・熊野・葛城という修験道の根本道場を入峰修行の「場」として生まれた、本山派・当山派の二大修験道教団の形成と展開について論考したものである。本論

文の中核をなす論考群(6篇)から成っている。その内訳は本山派修験道の論考1篇に対して、5篇までが当山派修験道に関する論考で占められ、論者の研究の重点がどこにあったかをよく示している。あわせて膨大な新史料の発見による読解と、論理展開に基づく重厚な内容で全体が占められ、圧巻である。

第一篇「**本山派の教団形成と組織**」は、本山派の組織対象である諸国の熊野先達をめぐる諸関係についての論考である。まず聖地熊野(紀伊)を住居とする熊野御師と在地の熊野先達との関係や、熊野三山検校と熊野先達との関連の問題を検討することによって、はじめて本山派修験教団の形成と展開が理解できると強調する。院政期から中世に展開した熊野御幸や熊野参詣は、熊野御師—熊野先達—師檀関係を基本としたが、『熊野那智大社文書』(「米良文書」)に代表される師檀契約の願文や、檀那讓状・檀那売券・質券の諸史料の検討から、その実態を追求した。そして、地域にいる熊野先達に対して熊野御師の支配権がなかったことを明確にすることで、熊野三山の御師の配下にあったとする通説を批判した。また熊野先達に「熊野参詣先達職」の権利を与えたのは熊野三山検校で、南北朝時代に三山検校の聖護院が「熊野三山先達職」を設け、それを京都東山若王子乗々院に任じて本山方の官位・衣体や熊野先達の承認、執達などを掌らせたと説く。さらに室町時代には、特定の地域内に居住する修験山伏を統括する役職の「年行事職」を設け、地方に責任を持たせた支配体制を固めていく。これが地域一円支配の「霞」制度であることを実証的に検討する。したがって、熊野三山検校は御師を含む熊野三山の職制の長にあたり、地方在住の熊野先達職を允可したり、四季の入峰修行を通して自派に取り込もうとしたのである。このようなプロセスを経て本山派修験教団が形成、拡充していったと結論づける。熊野三山検校による先達支配の進展から、中枢組織の形成過程にも論を及ぼした本山派修験形成史の総説的な論考といえよう。

つぎに当山派に関する論考5篇のうち、「当山派の教団形成」、「当山派の教団組織と入峰」、「当山先達衆と醍醐寺三寶院」、「当山先達大和松尾寺の修

験道」の4篇は、いずれも関連が強い。しかも論者が自ら調査した大和松尾寺の豊富な史料に基づいて、中世から近世における当山派修験道の組織の有様について詳細に論じ、多くの知見が示されている。当山派については、平安初期の真言僧、祖聖宝(理源大師)が直ちに教団を作ったという、近世の醍醐寺三宝院の主張や修験書の言説を否定。さらに中世において金峯山に依拠した山伏集団が醍醐寺三宝院のもとに組織され、当山派が成立するという通説を実証的な考察から覆した研究成果である。

まず第二篇「当山派の教団形成」は、当山派の教団形成について論じた論考で、醍醐寺または三宝院が当山派修験を組織したのではなく、大和を中心とする畿内地域の真言系山岳寺院が相寄り、大峯正大先達の仲間集団をつくり、それらが諸国の同行修験を支配して、当山派修験教団を形成したと説く。しかもその先達衆集団の形成には、中世の興福寺修験の活動が大きく作用したことを推測している。

第三篇「当山派の教団組織と入峰」は、松尾寺文書の第1次調査(1963年5月)から得た、総数590点近くの古文書を解読して得た論考である。はじめに当山派修験の伝灯説を紹介するが、それは醍醐寺三宝院の法灯血脈を充たさせたに過ぎないこと、三宝院が唱える大峯検校は本山派の熊野三山検校に対抗して私的に称したものと指摘。その後近世に、当山修験はしばしば本山修験と縄張り争いを起こしたが、それは派内でも袈裟筋を混乱する争いが絶えなかった事例であることを、松尾寺文書から抽出・紹介している。また先達仲間の記録帳簿類からは、先達の同行修験支配の勢力、同行修験が居住する地域を検証する。さらに当山派の集団は入峰である花供峰と逆峰がどのようにおこなわれていたかを窺い、峰中柴灯護摩札と檀那の関係、あるいは官位・衣体にも触れている。

つぎに、近世期に法頭の立場にあった三宝院が諸国の修験にいかに対応していったかという、当山派修験教団の重要な問題を論じて、近世の三宝院は当山派修験に袈裟・諸官位の補任を与え、しかも入峰しない者にも免許を出すようになったこと。このことについて先達衆はしばしば停止方に申し入れ

たが聞き入れないこと。さらに当山派修験に対して人別役銀を在地の先達に徴収させていること。このほか、元禄13年(1700)に三宝院門跡の高賢は小笹の役行者堂、聖宝堂の入仏供養のため小笹まで入峰したが、それを契機に三宝院は修験支配の体制を固めていった過程をみる。さらに江戸の鳳閣寺を「諸国総袈裟頭」に任じ、三宝院直属の支配役所とし、鳳閣寺の下地をもって方式、公事の沙汰まで執りおこなわせたと立証する。当山派修験は、本来、正大先達が袈裟筋によって支配してきた歴史があり、同派の近世修験の内部においては、このような大きな問題を抱えていたことを松尾寺文書から述べている。

1965年9月に第2次松尾寺文書の調査がおこなわれて、85点を確認し、さらに翌年10月から11月にかけて第3次の調査をおこない、380点を確認する。3次にわたる調査で確認された古文書・古記録類は都合1050余点に達した。その古文書・古記録を解読してまとめたのが「松尾寺の修験道」(石田茂作博士監修『大和松尾寺の歴史と修験道』1977年11月)で、本論文では、それらの成果を「当山先達衆と醍醐寺三宝院」、「当山先達大和松尾寺の修験道」の2つに分けている。

前者の第四篇「**当山先達衆と醍醐寺三宝院**」は、第三篇で述べた「当山派の教団組織と入峰」をさらに詳細にわたって、正大先達衆出職や組織、構造、同行修験支配の形成、官位、三宝院の修験支配による正大先達衆との圧軌などを述べ、最後に幕末期における正大先達の新加入、および明治初年の神仏分離、修験宗廃止と、それ以後の動向を明らかにしている。

また後者の第五篇「**当山先達松尾寺の修験道**」は、当山正大先達であった大和松尾寺の修験の発祥と展開を論じている。ここではまず、古代以来の松尾山の山岳信仰にともなう信仰実態をさぐり、さらに正大先達出職・昇進・退職、およびその出職時代における松尾寺の修験関連事項にまで論考を進めた、論者ならではの松尾寺正大先達衆研究の集大成である。

第六篇「**当山方別派の熊野方**」は、当山派修験道の支流と考えられる同派の「別派」については、熊野方・伊勢方・地方方の「当山方3派」があった

こと、その3派はどのような集団であったのかという問題関心について、とくに「熊野方」を取りあげて詳細に検討している。熊野方については、熊野三山の本願所寺院(近世初期には9カ寺が存在、うち那智山に7カ寺あり)から、「願職」(勸進権)を与えて、諸国に勸進を目的として派遣された熊野山伏・熊野比丘尼の集団と同一であることを解明した、画期的な発見を記している。それによって、熊野本願所や配下の山伏・比丘尼は当山派の峰入りに入峰し、修験道当山派に所属したので、当山派の別派として「熊野方」と称された。とくに本願頭と称された新宮本願庵主は、当山派正大先達の江州飯道寺先達が織豊期から近世前期の1世紀にかけて住職として入院したことにより、新宮本願庵主は修験道色を深めたのである。それに対し、公儀は熊野願職と修験道の兼帯を嫌い、これを分離する方策に出た。近世熊野願職の衰退の大きな要因はこの方策に依拠しているというが、本論はこうした熊野本願を頂点とする山伏・比丘尼の勸進集団の組織と歴史的展開を解明したものとして、大変意義深い論考となっている。

〔第三部〕「修験道霊山と山麓集落の生活」は、古来、信仰の山として発展した大峯山が、本山派・当山派の大修験教団によって入峰の根本道場と位置づけてきたこと、山麓村民はこれと深く関わってきた歴史があり、大峯連山の西側の山間に開かれた「天川村」は、その典型的な山麓集落であることを論じた新しい研究である。

第一篇「大峯修験道と天川村」は、修験霊山と天川村が多面的に深く結ばれていたことを詳細に考察している。まず金峯山信仰の成立と大峯修験道の発展を論じて、天川村と修験道との関係を整理・論考する。また本山派・当山派の入峰修行を詳説し、その修行過程で洞川竜泉寺や坪ノ内弁天社へ参拝する様子などを記している。そこでは、上記の修験者が訪れた歴史以外にも、山の利権に関わる問題、つまり宿坊の守護や茶屋の経営、さらには木札・陀羅尼助・石楠花などの売買から立木の伐採など、現実問題が数多く横たわっていた。それは決して天川郷だけに限定される問題ではなく、峯中を取り巻

く周辺村落全体の問題であることを論じる。それは、あくまでも霊山であることによる靈性を保持することが問われたもので、修験教団はそのために規則、規約を設けて違反のないように努めたのである。それがしばしばおこなわれたのは、霊山といいながら、あくまで生活がかかっていたからと結論づける。本論文も松尾寺所蔵の当山正大先達仲間文書の分析によって、はじめて総体的に明らかとなった研究成果である。

Ⅲ. 論文審査の結果の概要

本論文は、文献史学と日本宗教民俗学を統合した歴史民俗学の方法によって、課題を全面的、かつ詳細に分析することにより、古代から中世・近世に及ぶ山岳信仰・修験道の実態と諸相の研究に、新しい境地を切り開いたものということができる。第一部では、役小角伝の記事や神宮寺と神仏習合、蔵王権現と仏教という古代信仰の重要問題が論及され、韓国連広足に関する記載は国史書の編纂時に誤って挿入されたという推定は重要であろう。

また、神仏習合に関する神宮寺やそれを推進した古代宗教者の問題についても、神宮寺は山岳神に対して多く建てられ、しかも地方の神に限定されることなどから、推進者としての地方豪族説を批判して、早くから呪術力を蓄えた山岳修行者によるものであったことを明らかにしている。さらに、神仏習合のあり方についても数多くの具体的な事例を追求し、その進展を奈良時代初めから平安時代に広く普及したと説くのは、いずれも修験道史研究の成果の広がりを示すものとして、これまた重要な指摘であった。このほか、吉野金峯山の山岳神で、のちに修験道の守護神に崇められた蔵王権現は、その由来が平安時代初期を下らないものとした。それは山上磐境の神が仏教と習合して祀られたものと論考し、そこに経典と規範になった仏教諸尊の影響をみるなど、着実な考察を展開している。

さらに幾多の新知見が説かれたのは、第二部の中世から近世における修験道の二大教派組織＝本山派・当山派の形成と展開についての諸論考である。そのうち本山派の形成・拡充という問題については、諸国の熊野先達が熊野

三山の職制に組み込まれ、出先機関と考えられた通説を否定。むしろ、熊野三山検校が熊野参詣先達職の権利を熊野先達に与えたことや、それを担った京都聖護院が南北朝期に熊野三山奉行職を設置し、若王子乗々院に任じて本山方の官位・衣体や熊野先達の承認・執達などを掌握したことなどの新見解を展開する。あわせて地域一円支配の霞制度という重要問題も、地域内の修験山伏を統括する年行事職が執りおこなうことなどを通して、本山派修験教団が形成・拡充されたと説くのは、論者の独壇場であるといつてよい。それは、当山派修験教団の形成に関する論考においても同様である。醍醐寺あるいは三宝院が当山派を形成・組織化した通説を批判し、中世に大和を中心とする畿内地域の真言系山岳寺院が大峯当山正大先達の仲間集団をつくって、諸国の同行修験を支配し、それが当山派修験教団を形成したと説いて、従来の研究成果を一新させた。その研究の背景には、論者の第一次から第三次にわたる松尾寺文書の調査・発見と、その詳細な古文書・古記録類の読解・分析があったからで、その後の正大先達松尾寺修験の動向とともに、論者ならではの集大成になっている。熊野本願を頂点とする勸進集団の組織と歴史的展開を論じた「熊野方」の研究も、意義深いものである。

また周辺社会への目配りも注意される。古来、二大教派修験の入峰の根本道場と位置つけた大峯山は、その西側の山間に開かれた天川村の山麓村民と多面的な深い関わりをもって展開してきたことを捉えている。とくに、山の利権に関わる問題を指摘したのは重要で、宿坊の守護や茶屋の経営、木札・陀羅尼助・石楠花などの売買など、峯中を取り巻く村全体の問題を、生活史との関連で捉えることに成功している。それはまた、修験教団にとって靈山の靈性を保持することが問われ、そのため規則・規約を設けて違反のないように努めたのである。

以上のように、本論文は綿密な分析と明快な論述によって、修験道史研究に新たな可能性を示したものと言える。この分野のパイオニアとしての個々の個別分析の充実ぶりに気づくが、それだけに古代修験道の規定や修験道の時代区分をふくむ、総括部分をなす「序論」の論述がより必要であつただろ

う。また、早い段階で執筆した論考が多いために、近年の研究との絡みにおいてやや手薄な面も残したのは惜まれる。役小角の記事における民間の呪禁の系譜や、陰陽道の受容の問題、あるいは当山派先達職の譲渡の問題などが、近年の研究動向との絡みで試問においては発せられた。また、松尾寺文書の上限を大永3年(1523)の文書とするが、当山派の中世の補任状はもっと早いものが考えられるし、正大先達衆が出す補任状と三宝院が出すそれとは様式も日付も異なり、時代によって変遷があることなど、なお議論を重ねる余地が残っている。しかし、これらの問題は史料との絡みによるものであり、今は論断ができないことを考慮すべきもので、さらに今後の研究に俟たねばならないと言えるであろう。

IV. 最終試験および語学試験の結果

審査に必要とされる最終試験および語学試験については、審査委員全員により2004年8月30日(月)に試問をおこなった。その結果、審査委員一同一致して、鈴木昭英に大谷大学博士(文学)の学位を授与することが適当と判断した。

氏名(本籍)	おか もと たか あき 岡 本 隆 明 (岡山県)		
学位の種類	博士(文学)		
学位記番号	甲第37号		
学位授与の日付	2005年3月18日		
学位授与の要件	学位規程第3条第1項		
学位論文題目	筆跡の比較を用いた古文書研究試論 —鎌倉期の東寺百合文書を中心に—		
論文審査委員	(主査)	大谷大学教授 博士(文学)[大谷大学]	草 野 顕 之
	(副査)	大谷大学教授 博士(文学)[大谷大学]	豊 島 修
	(副査)	大谷大学助教授 博士(文学)[大阪大学]	松 川 節
	(副査)	大谷大学非常勤講師 文学博士[京都大学]	大 山 喬 平

学位請求論文審査要旨

I. 論文の性格(主題)

本論文は、古文書学における筆跡の検討が、歴史研究に大きな意味を持つことを明らかにし、その方法として、手作業ではなく情報機器(コンピュータ)を利用することが極めて有効であることを提案し、そのやり方について具体的にコンテンツを作成してCD-ROMの形で論文に添付し、実際にそれを利用して明らかになった事柄を紹介するという、極めてユニークな論文である。

近年、情報機器の歴史学への利用は盛んに進められている。例えば、東京大学史料編纂所では、大日本史料・大日本古文書・大日本古記録などの日本史の基本史料をテキスト化し、HP上から検索できるシステムを公開してい

る。また、台湾の中央研究院では、中国の正史である二十五史等をテキスト化し、同様にHP上から検索できるようにしただけでなく、そのテキストそのものを手元のコンピュータに貼り付けることが出来るようなシステムを公開しているなど、諸機関によるデジタルデータの公開は、枚挙にいとまがない。

こうした近年の動きは、主として史料のテキストベースによる情報機器の利用という面が強いが、本論文における岡本氏の試みはそれとは異なり、古文書本文から文字を切り出した文字画像ファイルを検索して、筆跡を容易に比較することを目指している。そのことにより、関連する複数の古文書に見られる筆跡の同筆・異筆を即座に判定し、例えば古文書の成立過程の分析に役立てるといったユニークな内容をもっている。こうした文字画像を検索するというシステムは、まだ余り公開されてはおらず、本論文によりこうした研究方法の有効性が認知されれば、こうした試みが全国的に広がる可能性を秘めている。

II. 論文の概要 (構成・内容の要旨・要約)

本論文の構成は以下のようである。

【本論文】

第一章 市河文書の着到状・軍忠状を素材とした筆跡の比較試論

第二章 『東寺文書検索システム』を利用した筆跡の比較を目的とする画像データベースの作成

第三章 大和国平野殿庄をめぐる永仁年間の訴訟とその文書—東寺百合文書と函五一号「大和国平野殿庄相論文書案」を中心とした筆跡の比較を利用して—

【副論文】

「中野能成について」

【資料編】

「フォーム等のコード及び CD-ROM」(CD-ROM 2 枚添付)

第一章「市河文書の着到状・軍忠状を素材とした筆跡の比較試論」では、まず写真版を用いた手作業で市河文書の着到状・軍忠状の筆跡を検討した結果を報告している。近年の研究によると、軍忠状は必ずしも申請者が作成するものではなく、惣領（その右筆）が庶子分軍忠状を作成する場合が多くあったこと、また上級権力の署判を経た文書は一旦惣領に下付され、その後庶子に伝達されるが、惣領のもとにとどまる場合や、恩賞請求などのために再度惣領が回収することもあったこと、などその作成過程や伝存の形態が明らかにされつつある。そこで、市河文書中の軍忠状・着到状の筆跡を検討することにより、軍忠状や着到状の書かれ方について新たな知見を得ること、また文書の文面からだけでは伺えない市河一族の性格を明らかにすることを目的にするという。

市河文書の旧蔵者市河氏は、信濃の北部で越後との境界近くに位置する中野郷・志久見郷に所領を有していた武士であり、江戸期には上杉氏にともなって出羽国に転じ、ここで明治を迎えたという。市河文書は、この市河氏に伝えられた文書に、婚姻関係を通じて所領を継承した中野氏の文書も含む、平安時代末から戦国時代末の149点で構成され、現在は山形県酒田市の本間美術館に蔵されており、国の重要文化財に指定されているものである。婚姻関係により所領を継承した中野氏については、副論文「中野能成について」で触れている。

本章で分析の対象とした市河文書は、総数149通のうち元弘3年(1333)から建武年間(1334-1338)の6年間のもので、軍忠状・着到状を中心に48通あり、文書の密度が高い時期である。この48通にその前後の13通を参考に加え、計61通の文書の筆跡を検討している。まず、これらの61通の文書のうち、「左衛門」「建武」「軍忠」「着到」といった多数の文書に共通する文字に着目して11のグループに大きく分類し、このグループを基礎として同一グループとなるのかどうか微妙なものについて更に比較を行い、次いで、これまで

の段階でいずれのグループにも属さない文書と、着到状・軍忠状以外の讓状や置文について比較検討し、最終的に筆跡のグループ確定を試みている。こうした作業を経て、以下のような結論を得られたという。

- ①、建武年間までの着到状・軍忠状では、頻繁に提出者となっているのは市河助房、倫房、経助の兄弟、及びこの兄弟との関係が不明な市河親宗の4名である。助房等兄弟は一紙の着到状に名を連ねたり、軍忠状の本文中に同所での合戦に参加した旨を記載したりするなど、同一の行動をとっていたことがわかるが、彼らの着到状・軍忠状のなかには親宗のことについては全く触れられていない。
- ②、市河親宗は常に助房等の兄弟とは別に自己の名前で着到状・軍忠状を提出しており、その文中において助房等兄弟について触れられることもない。
- ③、こうしたことから、親宗は助房等兄弟とは独立・独自の立場にあったと解するのが自然であるが、建武4年(1337)3月付の金崎城攻撃における親宗の軍忠状にのみ、助房等兄弟の着到状と同一の筆跡が認められ、この両者の間に同一人物が介在する関係があったことが判明する。
- ④、親宗の着到状、軍忠状9通の筆跡は7種に及んでいるが、上記の1通を除いては助房等兄弟のものとは共通しない。その1通の筆跡を除いた6種の筆跡は親宗に独自のものと判断できる。
- ⑤、親宗と同時期、建武2年(1335)から4年における経助単独名義の着到状、軍忠状は10通あり、筆跡は6種と親宗とそれほど変わらないものの、グループとならないものは2通だけであり、その他の8通の筆跡は複数の文書に見られている。
- ⑥、結果として、経助の場合は異なる時に提出した文書であっても、よく同じ人物が書いているが、親宗の場合は着到状・軍忠状を提出する都度別の人物が書いていることなどが明らかとなり、市河氏の場合、着到状・軍忠状の書かれ方は、先行研究の言うように単純ではなく、より多様であった可能性がある。

第二章『東寺文書検索システム』を利用した筆跡の比較を目的とする画像データベースの作成」は、第一章の作業を通して、筆跡の比較が新たな発見を生み出す可能性をもつことが確認されたものの、一方で、手作業で行う筆跡検討には、比較の手間、判断の客観性の確保、資料提示の難しさ、などの問題点が確認されたとし、そうした問題を克服するために、コンピュータを利用した文字画像データベースを作成することを提案し、それへ向けての技術的な方法を述べたものである。

コンピュータを利用して、古文書の筆跡を比較し、研究に取り入れようとする時に生ずる問題として、①比較しようとする文書のなかから共通する文字であって、かつ特徴の現れている文字をどのように探すか、②比較作業にかかる手間をどう軽減するか、③比較の過程、比較の結果を後で有効に利用できるよう記録するにはどうすればよいか、④文字を比較した写真資料を示すことが不可欠であるが、これを作成する手間をどう軽減するのか、などが想定されるとする。

こうした問題点をクリアするためには、どのように文字画像データベースを設計すべきなのか、第三章で具体的な検討を行う東寺百合文書を対象に文字画像データベース作成の創意工夫を以下のようにまとめている。

まず、東寺文書の文字画像データベースは、①デジタル画像化した文書写真から切り出した個々の文字画像写真(文字画像ファイル)と、②これを検索・表示するための検索システムからなるが、②については、目録と花押の検索機能をもった既成の『東寺文書検索システム』を改変すると断っている。

そして以下、まず①の文字画像ファイルの作成に関して、(i)文字画像ファイルの基礎となる文書の複製、(ii)複製のデジタル化、(iii)文字の切り出し、(iv)文字画像ファイルの名前付けのルール、(v)ファイルの保存、などの諸点について具体的な作業の方法、及び岡本氏が独自に創案したやり方を説明し、次いで②の検索システムの作成に関して、(i)文字画像を比較するために必要な検索及び並び替えの機能、(ii)画像の表示に関する機能、(iii)簡単に資料を作成するためのレポートの機能などを工夫した過程が述べられている。

例えば、①(iv)文字画像ファイルの名前付けのルールとして、個々の文字画像ファイルの名前には、函巻名、番号、行番号、行内位置、内容文字といったデータを含ませている。これによって、ファイルの管理が容易になり、また、データベースへの登録もクエリを用いて自動的に行うことができるという利点が生じる。しかしながら、これらのデータは、本データベースにおいて、少なくとも3箇所（文字画像ファイル名のなか、データベースの文字イメージ番号列、および函巻名・番号・行番号・行内位置・内容文字それぞれの列）に含まれることになるため、いったんデータを訂正しようとする、3箇所のデータを同時に修正する必要が生じてしまい、訂正ミスの恐れもある。この点で、岡本氏は独自のプログラムを創案しており、結果として、3箇所のデータは必ず一括して更新されるように設計されている。

【岡本氏改変『東寺文書検索システム』のデモ】

第三章「大和国平野殿庄をめぐる永仁年間の訴訟とその文書—東寺百合文書と函五一号「大和国平野殿庄相論文書案」を中心とした筆跡の比較を利用して—」では、東寺百合文書の「と函51号」（「大和国平野殿庄相論文書案」）に納められた61通の文書全部と、「う函6号」、「と函50号」、「同104号」、「ネ函19号」、「同20号」、「同22号」などに納められた関連文書の文字画像を、検索システムを使って筆跡の比較検討を行い、鎌倉後期の東寺供僧の組織や行動などの具体的な姿を考察しようとしている。

考察の前提として、まず検討の対象とした大和国平野殿庄の訴訟について説明する。すなわち、大和国平野殿庄は13世紀半ばより東寺供僧領であったが、13世紀末に隣接する吉田庄の住民と争いが起こり、六波羅において訴訟に至ったという。そして、東寺百合文書の「と函51号」に納められた文書群は、正応6年（1293）から永仁6年（1298）にかけて六波羅で行われた訴訟の手続き文書を、東寺供僧や公文が書写した裁判記録であるという。

次に、作成した文字画像検索システムを利用して分析を行った結果、判明

したいくつかの事実がまとめられている。

- ①、「と函51号」は、ほぼ訴訟の経過にしたがって61通の文書が並べられているが、一部に並び方が不自然な部分がある。また、共通の筆跡の文書をグループ化してみると、各筆跡はほぼまとまってみられることもわかり、供僧等による計画的な書写の分担がなされていることが判明する。
- ②、並び方から見て変則的な文書と、筆跡のまとまりから見て変則的な文書との間には関係があることから、これらは文書の分担、書写の過程におけるミスがあらわれていることが判明する。
- ③、「と函51号」に納められた文書群を、関連文書の筆跡と比較することにより、「と函51号」文書群の作成者(執筆者)は東寺供僧の能濟、公文の尚慶、道性、供僧の定巖、公文の快実、供僧の正巖であったことが明らかになった。

次いで、この時期には供僧の評定の記録である「永仁六年月行事引付」(「う函6号」)が残っているが、そのなかには平野殿庄をめぐる訴訟関係の記事もあるため、この月行事引付についても考察を行っている。そしてその筆跡の検討から、

- ④、引付は評定出席者のうち、実名で記されているその時々々の月行事により書かれていることがわかり、月行事はほぼ臈次順に機械的に割り当てられていたこともわかる。
- ⑤、「と函50号」、「同104号」、「ネ函20号」、「同22号」などに単独で納められている平野殿庄訴訟関係文書と対照すると、「永仁六年月行事引付」の作成過程が明らかになる、ことなどを指摘している。

最後に、年月日がなく、具体的な地名も書かれていない文書である「ネ函19号B」の筆跡を分析し、

- ⑥、供僧定巖と公文道性とが平野殿庄相論文書案を作成していく過程でやりとりされた手続き文書であることが明らかになる。

として、これらの結果、東寺の供僧や公文らが訴訟関係文書をいかに管理・集成していたのか、その具体的な様相を描きだしている。

副論文「中野能成について」は、第一章で取り扱った市河文書に含まれる中野氏の関係者で、鎌倉時代に活躍した中野能成について論じたものである。

中野能成は鎌倉幕府二代将軍源頼家に重用された人物であるが、まず『吾妻鏡』等から能成と将軍頼家との密接な関係を明らかにし、次いで能成が、比企能員が頼家とはかって北条時政を排除しようとした比企の乱に連なって失脚したことを、他の頼家側近の消息とともに明らかにする。そして、中野能成の記事はその後ほとんど『吾妻鏡』には見られなくなるものの、市河文書のなかに比企の乱後の能成に関する文書が含まれるとして、そこから能成の動向を復元している。すなわち、能成は比企の乱後に一旦は失脚し所領は没収されたが、北条時政の子である時房に近づくことによって、20年後にようやく所領の回復が行われたという。鎌倉武士で、こうした失脚から復帰しえた事例を復元しうるのは、中野能成の例以外にはないとしている。

なお、最後に能成没後の中野氏の動向を分析し、なぜ中野氏の所領と文書が市河氏に継承されたのかについても説明を加えている。

Ⅲ. 論文審査結果の概要 (要旨)

以上のように本論文は、古文書群に見られる筆跡の比較を、まず第一章では手作業で行った事例を報告し、次に第二章ではそこから得られた問題を克服するために文字画像データベース利用を提案するとともに、その文字画像ファイルの作成方法と検索システムの実例を提示し、第三章においてそれを利用した筆跡比較の事例を報告するという手順で、この方法の有効性を主張している。したがって本論文の価値は、最終的に明らかにされた結果もさることながら、岡本氏の作成になる文字画像データベースが、歴史研究に与える有効性を我々にいかに納得させるかという点と、事実それが使いやすく良くできているか否かという点の2つにあると考える。

そこで、まず前者から検討すると、こうした検索システムの有効性を表現するには、手作業では整理することがとうてい不可能な分量のデータを準備する必要がある。この点岡本氏は、自らデジタル化した古文書の画像から、

一文字一文字を切り出し文字画像ファイルとして命名保存するという膨大な作業を行っている。ところが、この古文書の画像から一文字一文字を切り出すという作業は、未だ人力に頼らざるを得ないのが技術的な現状なのである。「人文科学とコンピュータ」において、近世文書をOCRで機械的に解読するというプロジェクトを主導している柴山守氏は、一文字一文字の切り出しを機械化することは極めて困難であると指摘している。まずこの点、文字の切り出しやファイル名をどうつけるかについて、古文書解読の素養がなくては出来なかったことを確認しておきたい。

次に岡本氏が、今回の論文を書くために切り出した文字画像ファイル数であるが、その量は実に20000点を越えている。20000点の文字を切り出す作業の大変さもさることながら、これ程の量を準備することによって始めて、この文字画像データベースの価値判断が出来るものと考えられる。すなわち、20000点の文字の、どれとどれが同筆であり、どれとどれが異筆であるのかを、仮に手作業で(例えば20000枚の写真を並べて)行うことを想像すれば、氏の提案する文字画像データベースを使った筆跡比較が、いかに有効であるかを感じるということが出来ると思う。

しかしなにより、筆跡の比較によって始めて明らかとなる古文書の成立過程があること、そしてそのことによって古文書を蔵する集団の組織や構造が見えて来るのだ、という氏の指摘は、今後他の幅広い分野にも十分応用が可能であるという、この方法の有効性を十分に感じさせるものであった。氏が先進的に行った文字画像の切り出しと、その検索というこの方法は、新しい時代の歴史学を切り開く可能性を秘めている。

次に、後者の面であるが、実際に岡本氏が作成した文書画像データベースを使ってみると、数多くの文書に記されている同一の文字を、かくも容易に並べられ比較検討できるものかという驚きを覚える。特に、古文書の文字を比較するには抽出条件、並べ替え条件いずれも複雑になることが多いが、本データベースの検索画面(文字イメージ検索フォーム)は、操作が簡単で、しかも複雑な検索条件を組み立てることができるようなデザインになっている。

また、同一の筆跡と思われるファイルを並べ替えて提示し印刷も行うというレポート機能も使い勝手がよい。これは、例えば口頭発表の際にプロジェクトで映し出してもよからうし、論文の添付資料の版下として印刷するのにも簡便で、研究者にとっては大いに有り難い。こうした使い勝手の良さは、岡本氏自らがこの文書画像データベースの作成に携わっているからであろう。

すなわち、岡本氏は専門的なプログラマではないので、一から検索システムそれ自体を作ることは出来ない。そこで、既成の『東寺文書検索システム』（東寺文書データベース作成委員会編）を目的に応じた形に改変しているが、改変にあたってはマイクロソフト社のVBA（Visual Basic for Applications）というプログラミングツールを使って自ら行っており、氏が簡易なプログラムのプロトコルにはある程度通曉していることを示している。このことは、どのようなことをコンピュータにやらせたいのか、という研究者としての要求を、専門的プログラマを介さずに直接プログラムに反映させることが出来る意味で重要であると思う。

以上のように岡本氏の論文は、単に歴史学の論文として見るならば、結果として得られた成果としては十分満足が得られるものとは言えないかもしれない。しかし、その結果を得るための方法に関する工夫を高く評価すべきであろうと考える。そういう意味では、歴史学というより、歴史学と情報学との学際的研究と言っても良いし、あるいは大谷大学における人文情報学の一つのあり方を示唆するという意味でも重要であり、課程博士の学位請求論文として、十分の内容をもつものと判断した。

IV. 最終試験および語学試験の結果（結論）

審査に必要とされる最終試験については、審査委員全員により2004年12月22日に試問を行った。その結果、審査委員一同一致して、岡本隆明に大谷大学博士（文学）の学位を授与する事が適当と判断した。

氏名(本籍)	かわ ばた やす ゆき 川 端 泰 幸 (和歌山県)	
学位の種類	博士(文学)	
学位記番号	甲第38号	
学位授与の日付	2005年3月18日	
学位授与の要件	学位規程第3条第1項	
学位論文題目	日本中世の地域社会と一揆	
論文審査委員	(主査) 大谷大学教授 博士(文学)[大谷大学]	草野 顕之
	(副査) 大谷大学教授 博士(文学)[大谷大学]	豊島 修
	(副査) 大谷大学名誉教授 博士(文学)[大谷大学]	大桑 斉

学位請求論文審査要旨

I. 論文の性格(主題)

本論文は日本の中世をいかに捉えるべきかという問題意識にたつて、「地域社会」という概念を設定して、主として中世後期の紀伊国をフィールドとして、その成立と性格、そして解体過程を明らかにし、もって日本中世社会の一つのあり方を提示しようとする意欲的な論文である。

こうした手法を用いる目的について川端氏は、日本の中世史研究において、中世社会を理解するための理論としてこれまでの学界を主導してきた、石母田正氏の「領主制論」などが限界をみせ、いわばグランドセオリーが行き詰まっている現在の研究状況の中で、中世社会を理解するための新しいアプローチの一つを示したいという。すなわち、「領主制論」などこれまで中世史研究を主導してきた理論は、政治的諸関係や階級闘争という支配被支配、あるいは対立・抗争を基軸に中世社会を解明しようとしていたのに対し、土地に生きる人々によって形成された「地域社会」の性格を明らかにすること

で、中世社会の全体的な枠組みを構想できるのではないかと考えている。

したがって、ここで言う「地域社会」は、政治的・階級的に形成された荘園・公領・守護領国・大名領国といったものではなく、人々が共通の帰属意識に基づき、自立的に形成した共同体を意味するという。言葉をかえれば、国や郡といった土地制度上の境界線で区別される空間ではなく、人々の帰属意識によって、目には見えなくとも形成された領域ということになる。

こうした問題設定にたって川端氏は、「地域社会」を分析するために「公」「宗教」「一揆」の3つのキーワードを提出する。「公」は、中世社会の人々にとって公的であると認識されていたもの、例えば共同体が共同体たりえるための正当性を意味する概念であるという。それは、村落から国家に至るまで主張されるものであるが、この「公」が中世社会においていかなる意味をもち、中世社会の秩序に対してどのように働いたのかを検討するという。次に「宗教」は、「公」が成立するための最も根源的根拠となるものと想定している。そして、ここでは人々の精神(内面)における仏神への信仰にとどまらず、それが象徴化したものとしての「講」などに代表される信仰共同体や、そこで行われる年中行事、あるいは堂舎などの建築物などを含めて検討しようとしている。最後に「一揆」は、共同体を形成した諸集団が何らかの主張を掲げて「揆を一にする」行動そのものを指す言葉であるという。

こうした「地域社会」形成を正当化する「公」と、それを根拠づける「宗教」、そしてそれを体現する「一揆」という3つの視点から、「地域社会」の具体像を明らかにすることを通して、日本中世の社会像を描くことを目指しているのである。なお、具体的なフィールドを紀伊国に求めたのは、この地域が「一揆」の到達点とされる惣国一揆や一向一揆の成立した場所であり、中世荘園制形成の段階から「地域社会」確立の過程が把握できるという条件を備えており、また一向一揆は織田信長と、惣国一揆は豊臣秀吉と対決するというように、統一権力と対峙した地域でもあるからであるという。

Ⅱ. 論文の概要 (構成・内容の要旨・要約)

本論文の構成は以下のようである。

序章

第Ⅰ部 中世地域社会の成立と展開

一章 村落寺社と百姓・領主—地域社会の公と宗教—

二章 中世地域社会の祭祀と秩序

三章 紀州惣国の形成と展開

第Ⅱ部 織豊政権と一揆—中世から近世へ—

四章 大坂本願寺戦争をめぐる一揆と地域社会

付論 大坂本願寺戦争の帰結と在地秩序—禁裏調停をめぐって—

五章 天正十三年紀州仕置の意義—一揆の終焉をめぐって—

結章

【第Ⅰ部 中世地域社会の成立と展開】

第Ⅰ部は3章に分けて「地域社会」の成立を論じている。

まず、一章「村落寺社と百姓・領主—地域社会の公と宗教—」は、紀ノ川上流に位置する根来寺密厳院領荘園相賀荘の中にある村落(柏原村)を素材として取り上げ、その中における村落鎮守と村堂=村落寺社に焦点を絞り、そこにおける「公」概念について検討を行っている。まず、村堂(西光寺)と村落鎮守(証誠権現)が百姓らの信仰の中心にあったことを確認した上で、百姓らの土地売買寄進という経済行為から、それらがいずれも、村堂である西光寺の本尊・阿弥陀仏の物、すなわち仏物として売渡あるいは寄進されており、その阿弥陀仏の仏物となったものが、同時に村の惣物(共有財産)であることと同義であったことを指摘する。そのことから、この村堂・西光寺および西光寺が別当をつとめる村落鎮守の証誠権現社は村民らの宗教的な側面においても、また経済、政治などの側面においても中心としてあり、村民

は領主との様々な交渉において、この村落寺社を背景とした「公」を主張していた事実を明らかにしている。

また、こうして村民らが主張した「公」は、領主支配権も簡単に及ぶものではなく、それを保証することが領主としての立場を存続するにあたって重要な課題であったとの見通しを述べ、さらに、その「公」の背景となった村落寺社への信仰を媒介にして、荘園の枠を越えて離れた村々を結ぶ、より広域の「地域社会」が形成されたことも明らかにしている。

二章「中世地域社会の祭祀と秩序」は、紀ノ川河口部の名草郡に位置する紀伊国一宮の日前宮（日前国懸神宮）と周辺地域を中心に、さらに「公」と「地域社会」という視点から、領主と百姓との関係を検討している。ここで問題とするのは、網野善彦氏や富沢清人氏が問題とした「公事」に関してである。中世百姓の負担物の中心であった年貢とともに、夫役や銭納などの形をとる「公事」は、従来は雑税の一種と理解されてきたが、網野・富沢両氏は「公事」が「公」の「事」として百姓の義務となっていたことを明らかにした。これを継承して川端氏は、この地域住民の「公事」として行われていた日前宮の年中行事は、「地域社会」の農事暦に対応したものであったこと、また河海での神事をも含む領域秩序維持のための、領主と百姓の合意システムであったと結論づけた。さらに、「公事」がなぜ百姓にとって義務たりえたのかについて、彼らの宗教的願望に基づく神仏への信仰と奉仕の体系であるがゆえに義務たりえたのではないかとの見通しを述べている。また、そうした年中行事体系や、「公」の創出が南北朝内乱などの全国的な社会構造変化と連動しているのではないかも指摘している。

三章「紀州惣国の形成と展開」は、二章で取り上げた紀ノ川下流地域において形成された「一揆」である「惣国」の形成過程を検討したものである。従来の先行研究の問題点として中世史全体の問題と無関係に議論されてきたことを指摘し、一揆論の枠組みで捉えることの必要性を主張する。そして、

紀州惣国に関係する文書の詳細な検討を行い、惣国の範囲が、紀ノ川河口部の名草・海部両郡であり、百姓らを中心として形成された「公」的組織としての性格をもつものであったことを明らかにしている。さらに新出史料から、惣国成立の時期を、従来言われてきた戦国期よりも遡る室町時代初期であった可能性を指摘している。そうした上で、惣国が「御百姓意識」という自覚をもった百姓らの「国」であって、いわゆる国郡制などの国とは異なる、また信長などの統一政権が意図した国とも異なる、中世社会特有の「国」であったと結論づけた。

【第Ⅱ部 織豊政権と一揆—中世から近世へ—】

第Ⅱ部は2章と付論1によって、第Ⅰ部で成立と性格とを明らかにした「地域社会」が、統一政権といかに対決したのかに焦点をあて、中世から近世への変化を考察している。

四章「大坂本願寺戦争をめぐる一揆と地域社会」は、大坂本願寺戦争（石山合戦）を素材として、一揆した人々と織田信長との対立を再評価しようとしたものである。近年の、政治権力構造の中に向一揆を位置づけ、中近世の連続性を強調する研究動向への批判でもある。本章では大坂本願寺戦争において本願寺門徒の軍事的主勢力であった紀伊の雑賀門徒に関する史料を分析し、瀬戸内海・西国・東国に至る百姓と武士との一揆体制が出来ていたのではないかと推測し、本願寺を支えたのは、こうして全国的に展開した諸階層が複合する一揆の論理であったと結論づける。また、これまで余り注目されてこなかった熊野信仰との関係に触れ、百姓門徒や国人領主層が海を隔てて合力する体制が形成された背景に、熊野信仰のネットワークがあった可能性も指摘している。そして、本願寺と信長との11年に亘る戦争が、一揆によって形成される「地域社会」ネットワークと、それを打破しようとした統一政権との対立であったとする見通しを述べている。

付論「大坂本願寺戦争の帰結と在地秩序—禁裏調停をめぐる—」は、本願寺と織田信長との大坂本願寺戦争が禁裏の調停による、いわゆる勅命講和で終結したことを受け、その勅命講和の内容は如何なるものであったのか、またそれによって主戦勢力であった雑賀門徒は如何なる動向を示したのかを分析している。まず、本願寺と信長の講和が進められようとしていたとき、雑賀門徒の中にはそれに反して徹底抗戦を訴えるものもいた。こうした動向に対し信長は、雑賀門徒の軍事行動を押さえるような交渉を進めるために、天皇という「中人」(仲裁人)を求めたのであるという。また、講和の条件に門徒らの武装解除を求めてもいなかったともいう。これらのことから信長政権は、「中人」によって紛争を解決するという中世慣習法の束縛を脱しておらず、中世的「地域社会」の秩序を認める中世的性格であったと指摘している。

五章「天正十三年紀州仕置の意義——一揆の終焉をめぐる—」は、豊臣秀吉が天正13年に行った紀州攻め(紀州仕置)を取り上げ、本願寺と信長との大坂本願寺戦争と対比しながらその性格を検討している。近年の研究によると、秀吉が構想した国家体制は、中世社会が培ってきた「一揆」などの「公」性に基づく武力行使を私戦の枠組みへ押し込め、百姓や大名らの武力行使権を自らのものに掌握した上で、秩序維持をおこなういわゆる「豊臣の平和」という体制であったという。こうした視点を継承して川端氏は、秀吉が行った大田城水攻で発給された文書群を検討し、天正13年の紀州仕置が秀吉の対百姓戦争の最終段階に位置づけられるものであり、「一揆」の解体と兵農分離という大きな目的を伴ったものであったとする。そして、秀吉の紀州仕置によって中世的「一揆」が終焉を迎えるが、それは中世的「地域社会」の終焉を意味するとの見通しを述べている。

Ⅲ. 論文審査結果の概要(要旨)

本論文は大きく2部に分かれており、第Ⅰ部では氏のいう「地域社会」の

成立と展開を、第Ⅱ部では「地域社会」の統一権力による解体という、2つの大きな問題を明らかにしようとしたものである。

第Ⅰ部の3つの章は、相賀荘柏原村、日前宮周辺村落、そして紀州惣国という3つの異なる集団が、「地域社会」を形成する過程とその展開を追っている。具体的には、1章と2章とは寺社が「地域社会」形成の中核となった事例を通して、「地域社会」が自立的共同体たることを正当化する「公」が「宗教」に根拠づけられて成立する過程を明らかにしている。

この2つの章で川端氏がとった「公」概念で中世社会を分析するという手法は、必ずしも氏独自のものではない。早くは、網野善彦氏によって「公界」と観念された、政治的支配・被支配の関係から離れた領域が日本中世にあったことが指摘されているし、本論文に直接的影響を与えている網野・富沢両氏の「公事」論も、「公」という言葉のもつ「公事」をつとめる百姓の主体性立場を明らかにしようとしたものである。また、近年中世村落を、村の自立性・主体性の側面から明らかにしようとしている藤木久志氏などの議論も、こうした線上にあると言って良からう。

それでは、川端氏の仕事がこうした議論の単なる事例追加に過ぎないかといえばそうではないと考える。氏は、紀伊国の2つの地域の古文書を詳細に読み解いて、例えば一章では、相賀荘柏原村の村民が、村堂・西光寺と鎮守・証誠権現への信仰を背景に、自立的「地域社会」を形成する具体相を明らかにしているし、二章では日前宮の年中行事への負担行為を通して形成された「地域社会」を明らかにするなど、これまでの研究より、より具体的な実相を我々に示しているのである。

また、こうしたことを実現しえた「公」の成立が、「宗教」に根拠づけられていたことを具体的に明らかにしたことも重要である。近年の一揆研究は、一揆を単なる反秩序闘争と見るのではなく、むしろ地域秩序の安定のために、武士から農民まで種々の階層が結んだ一味同心の集団であるととらえている。そして、その形成には一味神水といった宗教的作法が必要であったと、一揆成立の背景に「宗教」を想定することはあった。しかし、川端氏が村堂・西

光寺への寄進行為による村の惣物(共有財産)形成や、日前宮の年中行事に対する負担行為といった具体的営為を発見したのは、これまでの議論にない新鮮な視点である。

さらに、そうした「地域社会」の成立を背景に、領主による一方的な支配ではない、領主と領民の合意による収取の体系が生まれていたと指摘するなど、中世民衆の生き生きとした躍動感あふれる世界を表現しえたのも評価しうる。

これに対して三章では、2郡規模のより広域的な「地域社会」である惣国の形成を論じている。ここで氏は、従来知られている惣国関係史料を再検討し、また自ら発見された新史料を駆使して、惣国が従来言われている戦国期ではなく、室町初期の応永7年(1400)には成立していたとし、その成立には「御百姓意識」(中世農民が、自らを「御百姓」と名乗ることで一定の法的地位を確保する、農民としての自覚や自己主張を含んだ意識)があったことなどを明らかにして、一・二章で明らかにした「地域社会」が、より広域的に形成されていたこと、そして同様に「宗教」に根拠づけられた「公」を背景にして成立したと論じている。この章も、これまで多くの研究者によって論じられた紀州惣国を、川端氏独自の視点で再評価した議論として評価しうる。

続く第Ⅱ部で取り扱った大坂本願寺戦争と紀州仕置の問題も、これまで多くの研究者が言及してきたテーマである。まず、四章の大坂本願寺戦争は一向一揆の最終段階として、とりわけ多くの研究を有している。川端氏は、その本願寺側の主戦勢力であった雑賀衆に関係する文書を検討して、彼らは瀬戸内海を越えて西国の武士や、東国の武士と「一揆」を結んでいたのではないかという壮大な構想を提示し、その背景には熊野信仰のネットワークがあったのではないかという大胆な推測を行っている。「地域社会」が体现したものを「一揆」と表現した第Ⅰ部と、ここでいう「一揆」には意味的いささかズレがあるように感じられ、第Ⅰ部の発展形態としてこの議論を考えるのは無理があるように感じられるが、これまで大坂本願寺戦争を真宗門徒の全国的結集という視点からのみ分析してきた研究に、一石を投じた意味は

大きいと思われる。また、十分な論証が出来ているとはいえないが、西国・東国の武士と雑賀衆との「一揆」の背景に熊野信仰のネットワークを想定する構想は魅力的でもある。

五章の紀州仕置も、秀吉の天下統一過程の研究で必ず取り上げられるテーマである。ただ、これまでの研究が秀吉の立場から進められてきたのに対し、川端氏の研究は紀州という「地域社会」の立場から行っている点が大きく異なっている。秀吉が目指した「豊臣の平和」は、各地の戦国大名を屈服させていく大儀として機能したことがこれまでの研究で言われているが、川端氏が、紀州惣国一揆の解体も「豊臣の平和」の一環であり、加えて兵農分離を伴った中世的「地域社会」の終焉を意味していると位置づけたのは独自の視点として評価できよう。

以上のように、川端論文は紀伊国をフィールドに、中世における「地域社会」の成立と展開、そして解体という大きなテーマを取り扱ったものであり、読み手にその意図を十分に納得させるだけの説得性をもった優れた論文である。またその素材は紀伊国に求めているが、提起した問題は紀伊国一国に限られたローカルなものではなく、中世社会全体の問題となりうる質をもったものであり、今後の研究の進展も期待される。

ただ、序章において氏は、「地域社会」論を石母田氏の「領主制」論などに代わりうる中世社会解明の、一つの有効な視座であると強調するが、「地域社会」論には、「領主制」論がもっていた「国家」という視点が欠落しているのではないと思われる。足利義満が自ら「日本国王」と名乗ったように、この時期公家・武家階級は明らかに「日本国」という国家を意識している。仮に、氏が全国の「地域社会」を全て明らかにし尽くしたとしても、それは「国家」を明らかにしたことにはならないであろう。この点、序章で述べられた「地域社会」論の有効性は、もう少し限定的に考えるべきであろうと思われる。

こうした若干の問題は残されているものの、各論で展開された議論は明快であり新鮮であり、十分な説得性をもったものである。課程博士の学位請求

論文として、十分の内容をもつものと判断された。

IV. 最終試験および語学試験の結果（結論）

審査に必要とされる最終試験については、審査委員全員により2004年12月22日に試問を行った。その結果、審査委員一同一致して、川端泰幸に大谷大学博士（文学）の学位を授与する事が適当と判断した。

氏名(本籍)	加藤基樹 (京都府)		
学位の種類	博士(文学)		
学位記番号	甲第39号		
学位授与の日付	2005年3月18日		
学位授与の要件	学位規程第3条第1項		
学位論文題目	近世薬師信仰史論		
論文審査委員	(主査) 大谷大学教授 博士(文学)[大谷大学]	豊島	修
	(副査) 大谷大学教授	佐々木	令信
	(副査) 大谷大学教授	木場	明志

学位請求論文審査要旨

I. 論文の性格(主題)

本論文は、近世民衆信仰の一つである薬師信仰を究明する意図から、都市京都、播磨、および奥羽地域の村落社会における薬師信仰の実態を解明し、あわせて薬師信仰の近世的性格と文化史的特徴を明らかにすることを試みたものである。日本宗教史上、薬師如来はポピュラーな仏であり、薬師寺や薬師堂は村落や山岳霊場、あるいは都市、さらには漁村(海岸部)にも分布している。薬師如来の特徴は、浄土真宗をのぞく諸宗派の寺院に、広く本尊あるいは脇仏として祀られていることで、その普及ぶりは民衆宗教を究明する信仰対象の仏の第一として君臨しているといつてよい。そのため、薬師如来に対する信仰は歴史的に早く、薬師如来像の造立はすでに白鳳時代から連綿とつづいており、すぐれた造像が多いことは日本美術史研究の成果からも認められる。しかし、現今の信仰内容に留意すると、薬師如来への信仰は、ともすれば「千篇一律」であり、さらに「宗派的所属がない」などの理由から、

他の信仰史研究に比べて薬師信仰史研究はあまり進展していない現状である(五来重「薬師信仰総論—薬師如来と庶民信仰」,同編『薬師信仰』所収,民衆宗教史研究叢書第12巻,雄山閣,1986年)。しかも薬師信仰の宗教的機能に留意すれば,主に「病気治し」という現世利益的な側面ばかりが強調され,その機能の本質と信仰の歴史的展開,およびその意味を問う議論は近年ほとんど試みられていない。したがって,薬師信仰史研究への新しいアプローチは至難であるといつてよい状況にあった。

本論文では,このような薬師信仰の研究史状況の整理をふまえて(序章),文献史料を中心にしながら,さらに地域民衆の生活文化資料を活用する歴史民俗学研究の立場から,近世以降の薬師信仰や,民衆世界に展開していく薬師信仰の様相を明らかにしている(第一部)。そして,近世人の宗教観念と精神生活文化について検討し,薬師信仰と「病気治し」の現世利益信仰が歴史的にどのように関わり,「病」と宗教の問題がいかに今日に連続しているのか,という問題の歴史的契機を「近世」に遡って探究し,さらに,近世の医薬文化と薬師信仰の関わりについても幕府権力の宗教性にまで及んで考察を試みるなど(第二部),近世という時代のなかで実証的に問題を論じており,薬師信仰史研究に新しい可能性を示したものと見える。本論文を構成する八篇は,いずれも修士論文と博士後期課程研究成果報告書,および2004年度までにわたって執筆した既発表の論考に加筆・修正を加え,新たに二部構成に編集したものである。

II. 論文の概要(構成・内容の要旨・要約)

本論文の概要を紹介するにあたり,まず目次を提示しておきたい(サブタイトル・節・項目は略した)。

序章 近世薬師信仰史研究の視角／一 薬師信仰と研究史／二 本論の構成と問題意識

第一部 薬師信仰の地域的展開

第一章 近世都市の薬師霊場／第二章 播磨地域の薬師信仰／第三章

「薬師神社」と 修験組織

第二部 近世的薬師信仰と勸化本研究

第一章 『薬師如来瑞応伝』・『瑞応塵露集』研究／第二章 超海通性著作の編纂背景／補論Ⅰ 近世寺社縁起をめぐる一山僧と知識人／補論Ⅱ 近世京都の民衆信仰／第三章 近世医薬文化・薬種政策・幕府権力の宗教性

結章 薬師信仰研究の課題と展望／付記 (初出一覧)

近世薬師信仰関係資料集

まず序章「近世薬師信仰史研究の視角」は薬師信仰とその研究史に触れ、薬師信仰の歴史的展開を通史的に論述する。古代には皇族の病氣平癒を目的とした薬師如来像の造像と薬師悔過法が実施されるなど、若干の変容がありながら貴族社会に影響しつづけた信仰のひとつであること。中世には行基の造像とする伝承をもつ薬師仏が流布し、このことが薬師信仰の民衆化の主要因であり、病氣治しの現世利益信仰という側面の強調としての論理展開を示すことなどが説かれる。しかし従来の研究には、近世以降の、薬師信仰が民衆世界に広く展開していく過程とその本質論の検討が見られないなどの理由をあげて、近世薬師信仰の様相を明らかにする必要性を強く説いている。

第一部「薬師信仰の地域的展開」は、地域的薬師信仰の実態を実証的に論じながら、近世薬師信仰の展開についてそれぞれの問題点を分析し、日本近世の薬師信仰の諸相と本質を明らかにしようとする。

第一章「近世都市の薬師霊場」は、都市の薬師信仰のあり方を究明する意図から、近世京都における薬師霊場の問題を、主に『薬師霊場記』(貞享三年刊)と『薬師如来利益抄』(元禄八年刊)に見える「十二薬師」とその巡礼に注目する。近世京都民衆の薬師信仰は病氣平癒が中心であるが、それは「衆病悉除」から世俗的医療と関係づけられた「諸病平癒」へ拡大解釈されたもので、そこに町方修験や薬師勸化本による唱導が関わっていたこと。近世初・中期には、「町組」組織を背景に十二神将の信仰が醸成されたこと。さ

らに断物と欲日が設定され、それが実行されたように、近世都市の薬師信仰に苦行と滅罪の観念が存在したことを見出している。そして「諸病平癒」信仰や「薬師巡礼」の信仰形態を都市的と位置づけるなど、近世都市の薬師信仰の実態を考察している。

第二章「播磨地域の薬師信仰」は、播磨地域の薬師信仰に事例をもとめて、地域的信仰とその特徴を分析する。そこでは地理的景観に留意し、薬師信仰における山岳信仰や海洋信仰との関わりに注目している。従来、海洋信仰に淵源がもめられる薬師信仰は、海岸付近に祀られた薬師霊場が分析対象とされたが、山岳部に位置する薬師霊場には山岳信仰・海洋信仰の双方に結びつく要素がみられることを確認する。さらに伝承資料の分析から、霊場の発生・展開と薬師信仰伝承の様相を復元しうる可能性を指摘している。そして、近世播磨地域の薬師信仰には、宗派的組織編成をはじめとする信仰形態が受容されているとともに、他方、民俗的信仰とのせめぎ合いにおいて特徴が看取できることを述べるなど、新視点あるいは近年の新見解をふまえた論考である。

第三章「薬師神社」と修験組織—奥羽地方の薬師信仰—は、奥羽地方の薬師信仰について、この地域に集中的に存在する「薬師神社」を問題視する。明治初期の神仏分離によって「薬師神社」へ改称する宗教施設について、薬師堂（のちの薬師神社）に定着・管理した湯殿山・鳥海山修験の実態とこれら修験山伏のネットワークの問題、および奥羽地域の薬師信仰を神仏習合状況において考察し、仏教諸宗派によって整備された仏教祭祀の影響を受けず、むしろ民俗信仰としての神祀りが維持されたことを「地域的特徴」と結論づける。「ヤクシ」という仏教的名称を冠した神社が成立し得た信仰の背景を問題とし、地域的課題として取りあげた斬新な研究成果といえよう。

第二部「近世的薬師信仰と勸化本研究」は、既述した五来重編『薬師信仰』を評して、民俗宗教（基層信仰）の本質を明らかにした研究であるが、しかし近世の薬師信仰の特徴やその背後関係については明確でないので、「近世的」な躍動感が伝わってこないという。そこで本論考では、近世的な

社会現象として注意される「出版文化」の隆盛に注目する。すなわち、中世までは大量生産が可能な版本は寺院版に限定されていたが、近世になると書肆が成立し商業出版が開始されて、仏教書物は生産・再生産され、勸化本の類の書物も盛んに編まれた。薬師仏の靈験を説く勸化本も例外ではなく成立している。数量的には他の諸仏（観音や地藏など）に比べて少ないが、勸化本は通俗性が備わっているので第一級史料と評価でき、近世的薬師信仰を多角的な論点から導くことができる史料であるという。

第一章『『薬師如来瑞応伝』・『瑞応塵露集』研究—近世真言律僧の唱導・勸化—』は、両書の書誌的分析をおこなって、和泉国大鳥郡真言律宗神鳳寺末寺安楽寺住持の超海通性によって編まれた薬師信仰の勸化本であること。両書の内容分析からその論法と特徴を抽出し、いずれも民衆信仰における「滅罪」の論理を媒介とする通俗性を帯びた勸化本であるという史料的性格、および当該期の民衆の薬師信仰の性格を見出している。

第二章「超海通性著作の編纂背景—近世和泉国神鳳寺一派史論—」は、前章で検討した超海著作が成立した背景、すなわち享保期に律僧超海が薬師仏の靈験譚をふまえた教義理解をなぜ勸化するのか、という問題を取りあげる。超海の人物像や近世律宗については不明な点が多い。そこで近世真言律宗の動向分析から出発し、『薬師如来瑞応伝』と『瑞応塵露集』は超海が属した神鳳寺一派（南方一派）の教線拡大とリンクして成立したものという。当該期の仏教者の戒律主義思想の復興に鑑みれば、近世の新たな民衆仏教の展開に直面した仏教者の使命と主体性によって生成されたものと推論している。つまり、かかる勸化本の成立の問題は、近世民衆仏教の展開をふまえて解明されねばならないと主張する。

補論Ⅰ、Ⅱは、第二部第一章、第二章で論じた超海著作についての論考である。

補論Ⅰ「近世寺社縁起をめぐる一山僧と知識人」は、超海通性の『薬師如来瑞応伝』・『瑞応塵露集』の中において三河鳳来寺の薬師仏の靈験を記述し、鳳来寺開創者を「理趣仙人」と記す。これに対し鳳来寺松高院住持の善慧尋

得は、『三河国鳳来寺略縁起』を発行し、同略縁起に『掃塵夜話』という附録を合綴し、その中で超海通性を名指して批判し、「理趣仙人」の表記が「利修仙人」となっていることを強調する。これには近世鳳来寺の一山組織が天台系僧坊と真言系僧坊との共存状況であったこと、近世社会における縁起言説の管理の問題などを含んでいる。そこから、①超海著作の叙述は彼の筆記ミスではなく、②改版の実態、③近世鳳来寺一山内には二系統の開山伝承があり、それは宗派に管理されていることなどが理解される。問題は、尋得が宝暦期に版本の略縁起と合綴させて、批判言説を流布させなければならなかった理由とは何かであり、それは近世知識人による出版の信仰に与える影響が強く、しかも縁起操作を行っていたからと推論する。それは、自らが所属する一山の縁起を管理しきれなくなった社会状況を示しているという。つまり第三者が解釈して新たな言説を生み、またそれが再解釈されるようになると、もはや一山僧の関与できない縁起と化してしまうと推論している。以上は近世の出版文化と寺社縁起(特に略縁起)との関係において、近世的な問題として重要な論点を摘出しており注目される。

補論Ⅱ「近世京都の民衆信仰—清水寺慈心院と髓求菩薩信仰—」は、従来、勸化本は文学性がつよく、宗派的教義に束縛される性格があり、歴史資料として取り扱うことが危険視されたが、論者は「近世薬師信仰史」を解明する歴史資料として、超海著作の有効性を示すことができると説く。さらに近世の勸進・勸化のあり方が知られるばかりでなく、超海の『髓求菩薩感応伝』に、『薬師如来瑞応伝』・『瑞応塵露集』などの勸化本と通底する問題意識を読み込もうとする論者の独自性には注意してよい。とくに近世中期に復興される洛東清水寺慈心院に関係する議論を通して、同慈心院の復興の様子や、「清水寺多宝塔」と名づける金石文(現在、阿弥陀堂前に建つ一基の妙塔)の銘文に見える結縁名と勸化本、あるいは靈験記類に記される人名と地名が一致することが確認される。さらに先記の超海著作に見える人物は、信仰に関わった人物であることが証明され、勸化本を歴史資料として評価する根拠と論じるなど、次に述べる第三章の論考とともに論者の独創性が見られるのは

注意してよい。

最後に第三章「近世医薬文化・薬種政策・幕府権力の宗教性—近世薬師信仰史として—」は、近世中期頃の医療事情の研究を参考にしつつ、世俗権力である八代將軍吉宗政権が「病」の問題に介入した薬種政策を、権力の宗教性的問題として考察する。その宗教性に言及するとき、家康を東照大権現として最高神格化を果たし、同時に薬師如来と同体とすることの中に課題を見出し、仏教が土着した近世社会に通ずる政策・支配原理・思想的表現の一環として、吉宗政権が「病」の問題を取りあげ、日光社参によって「家康薬師説」を思想的紐帯として政策展開し得たと指摘するのは、大変興味深い。また近世中期頃における「薬」の効能を保証し得た宗教的権威として、諸神仏の靈験に「幕府の許可」という権威が付加して設定されるならば、享保期に展開される薬種政策は、吉宗政権が幕府権力を「家康＝東照大権現」へ回帰することを目指すなかで再解釈された、「家康薬師説」が顕れた現象であったと推論する。一方、幕府による人参栽培や「和薬真偽吟味」などの一連の薬種政策が、結果的には、民衆レベルにおける医薬文化隆盛という社会状況を生み出すことになったと説くのは、また説得的である。

享保期頃、「病」の問題を民衆と同じ視点で捉えようとする勸化本には、民衆レベルでの医薬処置の普及をうける形で、薬師仏の治病靈験が市井の「薬」（世俗の治療）では治すことのできない「業病」を平癒させる機能を持つものとして解釈されている。つまり享保期における薬種政策の問題は、これまで世俗的な問題として処理されてきたが、実際は宗教的基盤から醸成された政策であり、近世医薬文化とシンクロする近世民衆の「病」の問題に対する薬師信仰こそが、近世薬師信仰の特徴のひとつと考えるのである。

結章「薬師信仰研究の課題と展望」は、以上の論証をふまえて近世薬師信仰の特徴を、民衆信仰としての薬師信仰と政治的イデオロギーの薬師信仰の両面があったこと、他方、薬師靈場は病氣治しの現世利益信仰を獲得するが、それは仏教の土着化状況のなかで「病」の問題が処理されたとする。また民間における医薬文化の展開と薬師信仰は深く関係し続けたために、病因

である「罪業」の苦行による消滅を意図した薬師信仰は、病氣平癒にその宗教的機能をより発揮したとみている。このようにして論者は、近世的薬師信仰は医薬文化との関わりにおいて民衆世界に浸透し、深化したものと結論づけるのである。

もっとも、薬師信仰の検討を通して日本人の宗教観念と精神生活を見出すためには、本論文で分析した問題以外にもさらに究明すべき重要な論点があるという。たとえば「温泉薬師」の問題のみについて述べると、温泉薬師とは温泉の付近に祀られる、あるいは温泉に付帯する薬師仏の信仰伝承を指す。先行研究でも諸国の温泉寺や本地仏を薬師如来とする温泉神社が報告され、いずれもその土地の開湯伝承と結んでいることを述べる。しかし行基伝承とともに、山岳修行者が各地に薬師如来を伝播したとする文化論については検討の余地があり、温泉という「場」に薬師仏が関係する宗教的本質論が取捨されるなど、温泉と薬師仏が結びつく必然性については問題が多いとする。論者は、その見通しを述べることは早計のそしりを免れないとしながら、温泉と薬師仏の関係は、「地獄」思想と滅罪信仰をキーワードとして分析することを提示する。詳細には論じられないが、中世には地獄めぐりをして蘇生した滅罪伝承があり、滅罪信仰に基づく「薬師悔過」などの問題を複合的に検討する必要があること。洛中平等寺の因幡薬師が現在地の烏丸松原の地に鎮座した理由は、『薬師霊場記』に「此所ハ東方浄瑠璃世界の西門、西方極楽の東門なるゆえに」と伝承され、小野篁冥府伝承と関わる六道珍皇寺の本尊が薬師如来であることなどは、薬師仏が異界への入口、つまり異界との接界点に位置する仏であることを推察させる。近世になると、薬師と地獄が結びつく説話が多い。宗教民俗学的には薬師信仰の本質は滅罪信仰にあり、罪障消滅の悔過本尊としての機能を指摘している。この課題を含む薬師信仰がもたらした生活文化史的問題など検討すべき課題は多く、これらの分析を通して、薬師信仰と民衆信仰の内容などをさらに具体化させる必然性を論じている。

Ⅲ. 論文審査の結果の概要

本論文は、既述したように、文献史学と民俗学を統合した歴史民俗学の方法によって、近世民衆信仰のひとつである薬師信仰を実証的に究明し、あわせて薬師信仰の近世的性格と文化史的特徴を把握しようとする意欲的な試みである。方法論的にも、豊富な近世薬師信仰関係文献史料と勸化本資料の蒐集・読解、および現地調査による仏教民俗資料(碑文その他)などを総合的に把握した斬新な研究といえよう。まず「薬師信仰の地域的問題」を論じた第一部では、都市京都と播磨村落および奥羽地方村落(山村・漁村村落)の三カ所の薬師信仰を、第一章から第三章にわけてそれぞれ実証的に検討し、巡礼形態をとる都市的な薬師信仰と、山間部・海岸部村落の山岳信仰と海洋信仰に帰することができる薬師信仰、さらには「神祀り」の性格が強い習合状況が知られる山形県庄内地方の薬師信仰の様相などを明らかにした。いずれも、これまで未開拓な薬師信仰の地域的問題に取り組み、その歴史的・文化的経緯などを掘り起こしたのは重要である。なかでも本来、「仏」なる「神」として祀られる民衆信仰の「薬師神社」が、庄内地方に集中して展開することは大きな疑問であったが、論者は出羽三山詣と、そのひとつである湯殿山や、鳥海山の修験道との関わりで展開したこと、明治維新後は、彼ら真言当山派修験の関与——論者は「還俗修験ネット」と名づける——によるものである可能性を示した。それは論者が開拓した新しい研究領域であり、今後議論をよぶ問題であろう。また「薬師巡礼」として展開した都市京都のあり方を分析した論や、宗派的組織編成によって薬師信仰が受容され、他方では、民俗信仰とのせめぎ合いに特徴をもとめる播磨村落の薬師信仰も、丹念な分析がなされており大変興味深い。

さらに、新知見が説かれたのは第二部の論考である。近世中期の享保期に出版された超海作の勸化本の二史料から、民衆信仰としての「滅罪」の論理をもつ通俗性と、民衆の薬師信仰を見出した。その著作が生み出される背景に、近世真言律宗(とくに神鳳寺一派)の教線拡大と戒律主義思想の復興があり、仏教者としての超海が使命と主体性をもって生成されたと説く。それは

近世の新たな民衆仏教の展開と軌を一にするというのは説得力がある。また二本の補論では、近世知識人による出版が縁起操作をおこない、それが信仰に影響を与えること、また勸化本も歴史資料のひとつと評価するなど、近世の出版文化と寺社縁起(略縁起)の關係に問題を提起したのは有益である。さらに近世中期頃の医療事情をふまえて、「病」の問題に介入した世俗権力である吉宗政権の薬種政策を、権力の宗教性の問題であると見立て、その宗教性を説明するのに、「家康薬師説」を思想的な紐帯として政策展開したとするのも、新しい知見とすべきであろう。これらをふまえて、近世薬師信仰の特徴を、民衆信仰としての薬師信仰と政治的イデオロギーの薬師信仰との両面にもとめているのは、妥当であるといつてよい。

しかし、論の展開過程で問題点を露呈しているのも事実である。たとえば「病」の問題について、薬師信仰のみを取りだすことへの疑問があり、また中世の薬師信仰を論じてはいない。研究史的にも、古代中世の「病」の問題を歴史的に論じる必要があること、また勸化本の研究は先行研究に導かれた面がつよく、そこで処理している面が大きい。それらをどのように踏み越えるか、という質問が試問において発せられた。このほか第二部において、近世の出版文化が薬師信仰に影響を与えたという論に対する疑義や、勸化本と近世の薬師信仰および医薬文化・政策を共通項として「享保期」を問うとき、何故この時期なのかという問題について、さらに多くの先行研究から課題を抽出する必要性があることなどにおいて、より厳密化・整合化すべきであろう。課題は残されたが、その研究自体は新しい領域を目指すものであり、しかも獨創性のある内容は、近い将来において、この研究領域を主導する意義と可能性をもっている。

IV. 最終試験の結果(結論)

審査に必要とされる最終試験については、審査委員全員により2005年1月12日(水)に試問を行った。その結果、審査委員一同一致して、加藤基樹に大谷大学博士(文学)の学位を授与することが適当と判断した。